

告 示

埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区 新都心一番地五
病 院	埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区 新都心一番地二